



令和5年12月18日

予算決算委員長 小野 泰宏 様

予算決算委員

飯岡 宏之
鈴木 富雄
木村 修寿
塚本 洋二
官本 達也

議案第121号 つくば市都市公園条例の一部を改正する条例についてに対する修正案

上記の議案に対する修正案を別紙のとおり、委員会条例第26条の規定により提出します。

議案第121号 つくば市都市公園条例の一部を改正する条例についてに対する修正案

議案第121号 つくば市都市公園条例の一部を改正する条例についての一部を次のように修正する。

第12条の次に1条を加える改正規定を次のように改める。

第12条の次に次の1条を加える。

第12条の2 第7条第3項の許可を受けたものは、別表第3に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納とすることができる。

第13条の2の次に1条を加える改正規定のうち第13条の3第1項中「、体育館」及び「、会議室」を削り、「第5項」を「第4項」に、「体育館等」を「プール等」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、同条第5項中「体育館等」を「プール等」に改め、同項を同条第4項とする。

別表第1に次のように加える改正規定を削る。

別表第3の1の(13)の表の次に1表を加える改正規定を削る。

附則第1項中「起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から」を削り、同項ただし書を削る。

附則第3項中「洞峰公園の利用の許可その他新条例の施行に関し必要な行為（洞峰公園に係るものに限る。）並びに」を削る。

つくば市都市公園条例の一部を改正する条例についてに対する修正案 新旧対照表

改正後	改正前								
<p>(略)</p> <p>第12条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(使用料)」を付し、同条第1項中「(市長の許可に限る。)」を削り、「者」を「もの」に改め、同条第2項中「使用料」を「前項の使用料」に改め、同条第3項及び第4項中「使用料」を「第1項の使用料」に改め、同条の次に次の1条を加える。</p> <p>第12条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>第12条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(使用料)」を付し、同条第1項中「(市長の許可に限る。)」を削り、「者」を「もの」に改め、同条第2項中「使用料」を「前項の使用料」に改め、同条第3項及び第4項中「使用料」を「第1項の使用料」に改め、同条の次に次の1条を加える。</p> <p>第12条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 市長は、洞峰公園のプールの個人利用及び駐車場の利用については、プリペイドカード(代金前払式の磁気カードをいう。以下同じ。)を発行することができる。</u></p> <p><u>4 前項のプリペイドカードの使用料相当額及び発行額は、次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1160 831 1780 1005"> <thead> <tr> <th>使用料相当額</th> <th>発行額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>6,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>13,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>5 第3項のプリペイドカードにより洞峰公園のプールの個人利用又は駐車場の利用をしようとする者については、当該プリペイドカードに記録された使用料相当額から当該利用に係る使用料の額を減ずる措置を受けなければならない。</u></p> <p><u>6 洞峰公園のプールの個人利用又は駐車場の利用をしようとする者が前項の措置を受けた場合にあつては、当該者は、当該措置により減ぜられた額の当該利用に係る使用料を納付したものとみなす。</u></p> <p><u>7 第3項のプリペイドカードの購入に係る既納の費用は、返還しない。</u></p>	使用料相当額	発行額	3,300円	3,000円	6,000円	5,000円	13,000円	10,000円
使用料相当額	発行額								
3,300円	3,000円								
6,000円	5,000円								
13,000円	10,000円								
<p>(略)</p> <p>第13条の2第1項第1号中「つくば市又は国若しくは他の地方公共団体」を「つくば市等」に改め、同項第3号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害</p>	<p>(略)</p> <p>第13条の2第1項第1号中「つくば市又は国若しくは他の地方公共団体」を「つくば市等」に改め、同項第3号中「又は精神障害者保健福祉手帳」を「、精神障害</p>								

者保健福祉手帳」に改め、「第45条第2項の規定により交付を受けたものをいう。）」の次に「若しくは医療受給者証（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項の規定により交付を受けたものをいう。）」を、「受けている者（」の次に「当該身体障害者等が介護者を必要とするときは、当該身体障害者等1人につき介護者1人を含む。」を加え、「で構成する」を「又はそれらの者を主たる構成員とする」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第13条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は_____、プール_____、テニスコート、テニスハウス、野球場又は多目的広場の第7条第3項の許可に係る使用料（第4項において「プール等の有料公園施設使用料」という。）を免除することができる。

(1)―(5) (略)

2 (略)

3 (略)

4 市長は、つくば市内の高等学校若しくは中等教育学校（前期課程を除く。）が教育の目的で利用する場合又は茨城県高等学校体育連盟が主催する事業で利用する場合は、プール等の有料公園施設使用料を2分の1に減額することができる。

(略)

(略)

者保健福祉手帳」に改め、「第45条第2項の規定により交付を受けたものをいう。）」の次に「若しくは医療受給者証（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項の規定により交付を受けたものをいう。）」を、「受けている者（」の次に「当該身体障害者等が介護者を必要とするときは、当該身体障害者等1人につき介護者1人を含む。」を加え、「で構成する」を「又はそれらの者を主たる構成員とする」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第13条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、体育館、プール、会議室、テニスコート、テニスハウス、野球場又は多目的広場の第7条第3項の許可に係る使用料（第5項において「体育館等の有料公園施設使用料」という。）を免除することができる。

(1)―(5) (略)

2 前項（第5号に係る部分に限る。）の規定は、時間区分のうち、午前8時30分から午後5時まで、午前9時から午後5時まで及び午前10時から午後5時までの時間区分の利用に係る使用料については、適用しない。

3 (略)

4 (略)

5 市長は、つくば市内の高等学校若しくは中等教育学校（前期課程を除く。）が教育の目的で利用する場合又は茨城県高等学校体育連盟が主催する事業で利用する場合は、体育館等の有料公園施設使用料を2分の1に減額することができる。

(略)

別表第1に次のように加える。

<u>洞峰公園</u>	<u>多目的広場・テニスコート・体育館・プール・会議室・駐車場</u>
-------------	-------------------------------------

(略)

別表第3の1の(13)の表の次に次の1表を加える。

(14) 洞峰公園

ア 多目的広場

利用区分	時間区分	午前 8 時 30 分	正午から午後	午前 8 時 30 分	1 時間までご
		から正午まで	5 時まで	から午後 5 時	とに
営利又は宣伝を全面 目的としないス ポーツ		3,600円	4,460円	7,400円	1,090円
営利又は宣伝を全面 目的としない催 し（前項に掲げる ものを除く。）		10,890円	13,290円	22,000円	3,170円
営利又は宣伝を全面 目的とする催し		36,930円	44,540円	73,740円	10,670円

備考

- 1 利用時間が許可時間に満たない場合は、時間割計算は行わない。
- 2 利用時間がやむを得ない理由により許可時間を超える場合は、超える部分について1時間まで（1時間に満たない場合は1時間とする。）ごとに各利用区分に応じた1時間までごとの使用料を徴収する。
- 3 更衣室ロッカーは、1回につき100円を徴収する。

イ テニスコート

時間区分	午前 7 時	午前 8 時	午前 9 時	午前 11 時	午後 1 時	午後 3 時	午後 5 時	午後 7 時
	時から	時から	時から	時から	時から	時から	時から	時から
	午前 8 時まで	午前 9 時まで	午前 11 時まで	午後 1 時まで	午後 3 時まで	午後 5 時まで	午後 7 時まで	午後 9 時まで
金額（1面に つき）	340円	340円	680円	680円	680円	680円	680円	680円

備考

- 1 夜間照明は、点灯時間1時間ごとに80円とする。
- 2 利用時間が許可時間に満たない場合は、時間割計算は行わない。
- 3 利用時間がやむを得ない理由により許可時間を超える場合は、超える部分について1時間まで（1時間に満たない場合は1時間とする。）ごとに340円を時

間割計算により徴収する。

4 更衣室ロッカーは、1回につき100円を徴収する。

ウ 体育館

利用区分	時間区分	午前8時	正午から	午後5時	午前8時	1時間ま	2時間ま
		30分から 正午まで	午後5時 まで	から午後 9時まで	30分から 午後5時 まで	でごとに	でごとに
営利又は宣 伝を目的と しないスポ ーツ	個人利用(1 人につき)	—	—	—	—	—	150円
	専用利全面	7,630円	9,150円	—	14,710円	2,180円	—
	片面	3,810円	4,570円	—	7,400円	1,090円	—
営利又は宣 伝を目的 とする催し (前項 に掲げるものを除く 。)	全面	22,440円	27,450円	30,490円	44,000円	6,310円	—
	片面	11,110円	13,720円	15,140円	22,000円	3,170円	—
	全面	76,360円	91,610円	91,610円	147,600円	21,350円	—
	片面	38,240円	45,860円	45,860円	73,740円	10,670円	—
放送設備		1,840円	1,840円	—	3,490円	440円	—
冷房設備		—	—	—	—	1,540円	—
暖房・空調設備		—	—	—	—	3,080円	—
照明設備	1灯	—	—	—	—	10円	—
	8灯	—	—	—	—	60円	—
	16灯	—	—	—	—	130円	—
	24灯	—	—	—	—	200円	—

備考

- 1 「個人利用」とは、専用利用以外の利用をいい、「専用利用」とは、体育館の全面又は半面を独占して利用することをいう。
- 2 利用時間が許可時間に満たない場合は、時間割計算は行わない。
- 3 個人利用の場合において、利用時間がやむを得ない理由により許可時間を超えるときは、超える部分について2時間まで（2時間に満たない場合は2時間とする。）ごとに150円を徴収する。
- 4 個人利用以外の場合において、利用時間がやむを得ない理由により許可時間を超えるときは、超える部分について1時間まで（1時間に満たない場合は1時間とする。）ごとに各利用区分に応じた1時間までごとの使用料を徴収する。
- 5 更衣室ロッカーは、1回につき100円を徴収する。

エ プール

時間区分	4月1日から11月30日まで				1月2日から3月31日まで及び12月1日から12月30日までの休日			1月2日から3月31日まで及び12月1日から12月30日までの平日				1時間	2時間	4時間		
	午前	正午	午後	午前	午前	正午	午後	午前	正午	午後	午前					
	9時から	午後5時まで	9時から	午後5時まで	9時から	午後5時まで	9時から	午後5時まで	10時から	午後5時まで	10時から					
	午後9時	午後5時	午後9時	午後5時	午後9時	午後5時	午後9時	午後5時	午後10時	午後5時	午後10時					
利用区分			まで	まで			まで				まで			まで		
営利個人又は利用上	18歳以上	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	370円	740円
宣伝（1人につき）	12歳以上18歳未満	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	210円	420円

6 更衣室ロッカーは、1回につき100円を徴収する。

オ 会議室（1室につき）

利用区分	時間区分	午前 8 時 30 分	正午から午後	午前 8 時 30 分	1 時間まで
		から正午まで	5 時まで	から午後 5 時	までに
営利又は宣伝を目的 としないスポーツ		1,530円	1,840円	2,620円	600円
営利又は宣伝を目的 としない催し（前項 に掲げるものを除く 。）		4,570円	5,550円	7,730円	1,840円
営利又は宣伝を目的 とする催し		9,150円	10,890円	17,750円	3,600円

備考

- 1 利用時間が許可時間に満たない場合は、時間割計算は行わない。
- 2 利用時間がやむを得ない理由により許可時間を超える場合は、超える部分について1時間まで（1時間に満たない場合は1時間とする。）ごとに各利用区分に応じた1時間までごとの使用料を徴収する。

カ 駐車場

金額	利用時間に応じて次に掲げる額
	(1) <u>利用時間が1時間までのとき 100円</u>
	(2) <u>利用時間が1時間を超え3時間までのとき 210円</u>
	(3) <u>利用時間が3時間を超え4時間までのとき 320円</u>
	(4) <u>利用時間が4時間を超え5時間までのとき 420円</u>
	(5) <u>利用時間が5時間を超え6時間までのとき 520円</u>
	(6) <u>利用時間が6時間を超え7時間までのとき 630円</u>
	(7) <u>利用時間が7時間を超え8時間までのとき 730円</u>
	(8) <u>利用時間が8時間を超え9時間までのとき 840円</u>
	(9) <u>利用時間が9時間を超え10時間までのとき 950円</u>
	(10) <u>利用時間が10時間を超え24時間までのとき 1,050円</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から _____
_____ 施行する。 _____

2 (略)

(準備行為)

- 3 _____
_____ 新条例第13条の2第1項及び第13条の3の規定による使用
料の減免の手続は、この条例の施行の前日においても行うことができる。

備考

- 1 利用時間が20分までのときは、無料とする。
2 利用時間が24時間を超えるときは、(10)の額にその超える部分について24時
間までごとに(1)から(10)までの例により算出して得た額を加えて得た額とす
る。
3 駐車券を紛失したときは、駐車時間が24時間までごとに1,050円を納付しなけ
ればならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定め
る日から施行する。ただし、第1条の5に2項を加える改正規定、第2条、第7
条第3項、第11条、第13条第1号及び第13条の2第1項第1号の改正規定、第14
条の改正規定（「者」を「もの」に改める部分に限る。）並びに第15条各号列記
以外の部分、同条第6号、第17条、別表第3の1の(6)の表及び別表第3の1の(7)
のイの表の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 (略)

(準備行為)

- 3 洞峰公園の利用の許可その他新条例の施行に関し必要な行為（洞峰公園に係る
ものに限る。）並びに新条例第13条の2第1項及び第13条の3の規定による使用
料の減免の手続は、この条例の施行の前日においても行うことができる。